一般意見の聴取・反映について

一般意見の聴取反映に関する委員からのご意見(2003/1/27 受取まで) 琵琶湖部会(あるいは委員会)にて試行すべき具体的な住民意見の聴取・反映方法について (目的・方法・実施時期等)

| 意 見 | 委員名 (敬称略) |
|---|--------------|
| 現在、琵琶湖流域では、河川行政部局のよびかけにより、「淡海の川づくり事業」として、野洲川、日野川、愛知川、芹川、姉川、高時川、安曇川、鴨川などの各河川流域別に流域協議会が結成され、それぞれの地域社会において住民意見の聴取や将来構想の策定などが行われつつあります。また農林関係では、「水すまし構想」、水政部局では「マザーレイク構想」の流域版がうごきはじめております。また河川をふくむ面的な地域計画としては、「淡海まるごと博物館構想」が、湖北、湖西、甲賀郡などではじまっております。淀川流域委員会としても、すでに進行している各種のうごきと深い連繋をとり、情報の共有をはかることが大切と思われます。さらに、人びとの意見聴取の方法としては、これまでのいわゆるインタビュー手法にくわえて、隠れた住民意識の発掘のために、写真や地図資料などを活用した「資料提示型デープインタビュー」手法や、「世代をつなぐ環境コミュニケーション手法」なども開発されはじめております。住民意見の聴取の手法では、琵琶湖周辺には大変ながい蓄積があり、これらの具体的な手法についても試行的に実践されることを提案します。 | 嘉田 |
| ・子供を含めた上・中・下流住民の交流。交流は上・中・下流3回出席で1セットとする。 ・参加対象者は河川管理者、流域委員会委員、住民、川の守人希望者(年齢不問)。 ・参加者のレポート作成(希望者)。これらを公開.追加公開を認める。 ・上・中・下流域のそれぞれで自慢できる点、問題点をその流域に住む人が発表。 ・現地、会場での意見は、一字一句公開する必要なし。 | 川端 |
| 1.住民意見を聴く前に、河川管理者あるいは委員会が出す情報について、十分な理解を住民に求めねばならず、その理解のための質疑応答や説明を十分に行うことが必須条件となる。 問題となる事項についての河川管理者あるいは委員会の情報を、いかに判り易く具体的に広報するか、誤解を生まない情報として作成するかが重要で、それをマスメディアを用いて広報出来るように仕組むことも欠かせない。 2.問題とする事項について関係が深い組織・機関へは可能な限り情報送付を図り、不特定多数の個人の問い合わせには即応できる窓口を用意して、問題とする事項に対する関係や立場、賛否・その他の意見、どうして欲しいか等の希望内容、について意見を求める。それ以外に、重要と思える案件(河川整備計画等)については行政区・市・町単位での公聴会を行うことも有効である。 | 倉田 |

ただし、上記の情報送付や公聴会は1回では駄目で、最少でも2回、出来れば3回を1週間ないし2週間の間隔を置いて重ねることが必要である(間隔を15日以上とると情報内容についての認識が薄れて説明等の繰り返し度合が強まり効率が悪くなるので留意する。)その際の第1回は情報の提供に、第2回は質疑応答による理解の正確さを高めることに、第3回目は反応・意見を管理者あるいは委員会がどれだけ汲んで修正できるかの公表を主に、つまり住民側の意向を反映することが出来ているかを明示し確認を求めることに力点を置くようにする。

その上で、問題とする事項についての結論ないし具体的方針を広報する。

なお、第1回目の情報送付や公聴会の前だけでなく(第2回目は都合によって考えてよい)、第3回目の前後に、関係の深い省庁・自治体の関係行政部局への情報 提供と協力・提携をできる限り徹底させるように努めるべきである。

- 3.河川管理者または委員会に課せられる残る問題:
- (1)関係深い組織・機関の意見・希望と、住民意見・希望の「重味(取り上げ方のウェート)」をどのようにつけるかの判断。
- (2)提携・協力を求める行政担当部局(企画・環境、保健衛生、農林水産、土木建築、 商工・生活、消防、海上保安、公安・警察等)の選定と提携・協力の方法をどうす るかの判断。
- (3)情報提供に対する民意(住民反応)を汲む手段をインタビュー・文書・FAX・E メールで求めるにしても、アンケート方式・記述方式等にするかの選択や、案内・ 通知の配布・伝達方法をどのようにするかの判断。
- (4)個別のダム改修案検討、水不足発生の確実な予測が立つ場合のダムに替る対処方法検討(例えば巨大地中水槽建設など)といった社会的反応が大きい整備事業については公聴会方式を採用するにしても、堤防応急補強、河床掘削、高水敷利用制限などの比較的局所的社会反応に止まるであろう整備事業についての公聴会まで開催しないで情報公開による民意収集を求める方法についての判断。
- (5)整備事業の事業費(額)規模による住民意見収集方法選択の判断。
- (註)巨大地中水槽は、地表で河川を単にせき止める方法(ダム)の持つ弊害を防止し、比較的狭小な日本の国土空間の多面的利用(森林原野保全、住宅・企業立地や市街地確保等)を可能とする。地表のダムは光・空気に晒され、流砂・水棲生物の移動を遮断し、水温等の水質変化を河川に与えるが、地中水槽は「眞水」ストックを可能とし「眞水」の必要量のみ適時・適量利用を図れ、利用後の排水処理による汚濁水発生防止も図れるなどメリットが大きい。

時代の変化に対応する必要があると思うことから、次世代に引き継ぐためにも後継者 に注目する必要があると思う。何らかの手を打ち、意見も聴く必要がないでしょうか?

松岡

提言に記載すべき具体的な住民意見の聴取・反映方法について

| 意 見 | 委員名 (敬称略) |
|--|--------------|
| 1.整備事業またはそれと関連する問題事項について、関係のある行政部局・行政外組 | |
| 織や機関への情報伝達の徹底と協議・連携・調整を尽すこと。 | |
| 2.情報に対する意見・質疑に即応しうる窓口を必ず設け、 問題にする立場、 賛否・ | |
| その他(反応) 要望内容(意見)を把握する。 | |
| 3.社会的反応が大きい事業(事項)については複数回の公聴会を実施し、最終回公聴 | 倉田 |
| 会では提出された意見・反応を汲んだ結論(修正案)を公表し、了承・確認を求め | |
| る。 | |
| 4.河川管理者または委員会に課せられる判断(上述)についての了解も広く求めるよ | |
| うにする。 | |

提言説明会(1/18 開催)参加者からの住民意見の聴取・反映方法に関するご提案 (2003/01/18~2003/1/27 受取まで)

く主な意見> *全意見・詳細は P5~をご覧ください

- 1. 情報の公開と共有
- (1)基本スタンス
 - 市民と同じ立場で/時間をかける(現状・問題の共有等)/嘘をつかない
 - サイレントマジョリティは存在するのか(意見を述べる機会が広く・平等にあれば単に 機会を放棄しているだけ)
- (2) 情報の内容
- 良い点ばかりでなく、不利な点も討議/計画の推進状況と問題点の公表
- 現状・問題の実態・人間に対する影響・今後動向を具体的に(特に地元は、身近に日常接しているが故に関心・気づきのない場合が多い)
- 計画の評価のもととなる具体的な内容(河川敷のグランドを堤内地に戻す経費等)
- (3)情報の伝達
 - 自治会等の回覧版を活用 / 広報誌の活用
 - テレビ、ラジオで取り上げてもらう / もっと多くの人に知ってもらうべき (PRにお金もかける) / インターネットの活用
 - 現場に近いところでの説明を(ダムサイト等)/河川に看板をたてて意見を募集
 - 上から(国、府、町)と下から(NPO、森林ボランティア・河川美化等の任意団体)と横から(学者、マスコミなど)を使うこと/広報を行う団体を束ねた連携体制、システム化
- 2. 意見聴取・反映
- (1)情報提供、意見聴取の対象
- 他の水域、他地域の人の意見も / 河川に良く行く人と行かない人との比較
- シニア世代(特に女性)を/上・中・下流×右岸・左岸/反対運動の住民も

- NGO、NPO の招集を (たくさんの住民が意見を持っている)
- (2)意見聴取の仕組み、方法
 - ①全体的な仕組み
 - 委員会が流域住民と直接対話、内容を整理の上、河川管理者に意見を述べるシステム を確立
 - あらたな住民意見の検討機関の設置し、内容を計画に反映
 - 公平性とか、公共性とかに立った意見を"真の"住民の意見とするならば、関係住民からではなく、むしろ全く無関係の住民による判断の方がよいのでは(今回の委員会もその一つ)。それを住民の意見として受け止め、行政の責任において最終判断をする

②聴取の方法、聞き出し方

- 「総合的な学習の時間」で子供達、指導者の意見を汲み上げる / 川についての作文を書いてもらう / 農業・漁業・会社員等にアンケートを
- 住民のいる現場へ出かけるべき(川を散歩する母親等へヒアリング)/自治体を通じた意見集約を/自治会・町内会の代表に集まってもらう/小さな組織を活用してアンケートを/
- 関係機関のポスト・目安箱の設置 / 商品付き意見募集を / アルコールが入ればくだける。本音がでる / Q & A 方式 (書面による) / 意見発表とそれに対する行政の見解を
- 意見を引き出すファシリテータに入ってもらう / 当該住民の抱えている問題の具体的 な提案を示すことにより検討を / 参加者が意見を持参、発表する
- ○「環境、治水、利水のどれを重視するか」という問い方ではなく、「1~5と順序・重要性はどう考えますか」という問い方。答えとして「環境(5点)、治水(3点)、利水(4点)」との回答を集計する等/自然保全の価値をいくらと評価するのかという問い方/住民投票で、ダムは賛成か反対という結論だけを問い、一定期間、住民同士が自由に論議。

③意見聴取の回数、頻度等

○ 1地区(字)につき最低3回、その後内容をまとめて地区ごとに説明/四季折々に意見聴取を/5~10年間意見を聞き続ける/できるだけ多くの場所で

4開催形態

- 反対者からの説明会(何故反対か)/各世代のごちゃまぜにした作業型会議を/ある種のディベートを/専門家会議と住民会議を/自然観察会などの場を活用/地域ごと(自治会、町内会、字等)の小集会
- 役所主体でなく、民間、NPO等に委託 / 沿川中心に

(5)反映の方法

○ 結果は住民に報告すべき

3. 委員会への要望

- 提言内容をイラスト化したパンフレットを
- 住民参加の担い手として委員会の継続を
- ホームページ等で委員会が言いたいことを表現すべき/議会の場で説明を

寄せられた意見(全文)

| | でられた恵見(| エス |) |
|---|--|-------------|---|
| | 氏 名 住 所 所属等 | 受 取 日 | 内 容 |
| 1 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | 1.予算をあまり使わない方法 2.住民・委員・河川管理者各々が汗をかいてやる 3.住民の立場で参加しやすい方法、自治会等の回覧板方式 4.意見に対しては必ず回答があること |
| 2 | 川下 好則 (大阪府) (NPO 法人水環境 フォーラム) | 1/18 | 住民との交渉する場合 1.始める時、信頼される <u>誠意</u> をもって当たり、後半が続けられる様に。 2. <u>情報を多く出して、市民の立場に立った発言をする事</u> が大事。気持ちを先ずもって行う。 3.良い点ばかり出すのではなく、不利な点も出して討議する事。納得してもらう事が必要。中止で終わらない様に。 |
| 3 | 水谷 陸彦 (大阪府) | 1/18 | 1.いつでも気軽にどんなことでも言える環境とシステム作り。2.出てきた意見への反応(どんなものでも放置しない)3.リアルタイムな情報の公開(興味を持ってもらえるような仕組み)難しい課題だと思います。上の3点ができれば少しは聴取、反映ができるのではないでしょうか。 |
| 4 | 匿名 | 1/18 | テレビ (ワイドショー) やラジオ (トーク番組) で取り上げてもらい意見をつ のる。 |
| 5 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | インターネットを用いた相互情報発信が有効と考える。しかし、個人でインターネット設置を有している世帯は少数と思われ、全て多くの意見聴取・反映は難しいと思う。ところで、各種公共機関(図書館、市役所、行政サービスセンター等)には、一般利用可能なネット端末(パソコン)があり、イントラネット情報を提供している。この端末を住民意見の聴取や反映のためのツールとして用いることができれば、今以上の利用者増加が見込めるのではないかと思う。なお、インターネット設置を所有していない住民として、有料の端末を操作してまでの協力はないと思う。 |
| 6 | 藤中 邦彦 (滋賀県) (日本野鳥の会 京都支部滋賀ブ ロック) | 1/18 | この環境(人間を含む生き物たちの将来)をこのまま放置しておくとどうなる のかを明確なシミュレーションをして、住民意見に問うことが大事だと思う。 あくまで体言葉で!! |
| 7 | 西本 実 (三重県) (名張市) | 1/18 | 提言者としての責任上、流域委員会が自主的に流域の現状や変化を直接確認し、 流域住民との直接意見交換を行い(最低年1回)それを整理の上、河川管理者 に対し、意見を述べるシステムをシステム化してもらいたい。継続的に。 |
| 8 | 匿名 (滋賀県) (会社員) | 1/18 | 行政側から住民の中に入って説明し、意見を聞く機会を作るべきである。例えば、各細部(地域の自治体)に、行政あるいは河川関係の識者・経験者等に集会などへの参加をしてもらって、交流してもらい、皆の意見を行政(地域)の意見として反映する。 |
| 9 | 小野 賢一 (大阪府) (大阪市立御幸森 小学校教諭/生野 区) | 1/18 | 淀川に近接する小学校では、今年度(2002年度)から「総合的な学習の時間」で、「淀川」をテーマにした学習活動をすすめているところがあります。(大阪市教委や区校長会・区社会科主任会等のルートで調べることができます。) そこでの子ども達の意見、指導者の意見を取り上げ、河川行政に生かすようにしたらどうでしょうか。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|------------------------------------|------|--|
| 10 | 東郷 尚 (滋賀県) (NPO 郷土を愛す る会) | 1/18 | 1.委員が住民のいる現場にでかけてもらい無言の意見を聞いてほしい。 例えば、野洲川の野洲橋より上と下に分けて野洲川の川田橋付近で意見聴取していただくようにすればよい。 2.河川に関心のある、いわゆるシンクタンク層を集めて議論さしてほしい。 |
| 11 | 福村 禎晃 (兵庫県) (宝塚市役所水政 課) | 1/18 | ・老若問わず、motivation を high にすることを河川に合わせ(合意することを)そのことを、住民だけではなく、河川管理者も一致して、plan を策定して実施する。 ・ビオトープの形成(脱多自然型) S.40 頃ビオトープだらけであった。今は自然と人工が逆になっている。人間だけではなく、動物、植物も生きないといけない。 |
| 12 | 佐々木 進 (大阪府) (株)フルハウス) | 1/18 | ・絶対に生の声を聞かなければならない。 ・生の声を聞くには、生の声を発せられるような「場づくり」「しつらえ」が要る。 ・普通の流域住民にも生の声を出す「心がまえ」「段取り(下準備)」が必要・意識づけ(知識情報提供)、動機づけ(アクションをおこす、声を出したくなる)ための雰囲気(環境)がいる。 以上を踏まえて、流域にたくさんの渦(核)をつくり、リレーし、継続していく 「水の'わ'会'わ'市民リレー集会」を行っていく ・生の声が出せる舞台づくり ・意識づけする場の演出とツールの提供 ・この場だけで終わってしまわない継続的な双方向会話にもっていく ・プロセスを重視する ・委員の方々もそうであったように、知識が増える程だんだん盛り上がってくるものである また、次代を担う子どもたちへも「水の'わ'子ども集会」を行っていく |
| 13 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | ・口こみも重要 ・ミニコミ紙に繰り返し掲載し、氏名は書かさないで回答を得るようにする。 ・日本人は本音で話さない。アルコールが入ればくだける。打開ける。 ・積極的にうってでる。行政から ・行政と市民が協働して、計画段階から腹を割って話すことに心がける。 ・行政は<u>うそをつかないこと</u>を信用してもらう。 ・市民と同じ位置で話をする。 ・時間をかける。 |
| 14 | 匿名 (大阪府) (枚方市民) | 1/18 | 平日の早朝や午前中には、散歩の方や小さな子どもを連れたお母さんを淀川の遊具のある広場などで多く見かけます。(今は真冬なので少ないですが…)そのような方々は、何かの団体に所属している訳でもなく、このような改まった場で発言されることはないと思いますが、このような人達の声を是非とも聞いて欲しいと思います。実際に淀川を利用している多くの人の声が不足しているのではないでしょか? |
| 15 | 匿名 | 1/18 | 各地方自治体において、直面している状況をふまえて意見を出してもらう必要があるのでは。理想と現実のはざまをどうやって埋めていくのかが問題であると思います。いかにして末端の住民まで広げられるかが課題ではないかと。 |

| | 氏名 受 | | | |
|----|--------------------------------------|------|--|--|
| | 住 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 | |
| 16 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | 沿川、流域自治体を通して住民の意見を集約しては。 | |
| 17 | 匿名 (滋賀県) | 1/18 | 1.委員会のメンバーが環境にかたよっている。2.この提言も住民合意を受けるべきである・アンケートで妥当か・メンバーにかたよりがないか(アンケート)3.行政に合意を求めておいて、委員会の住民合意を得る必要はないのか。 | |
| 18 | 匿名 | 1/18 | 多くの情報を公開し、十分な説明をする。 | |
| 19 | 大森 良三 (京都府) (NPO やましろ里 山の会) | 1/18 | 1 . インターネットの活用(HPで詳細を示し、メールで案内して下さい) 2 . 地域ごとの小集会での聴取(整備局の出張所の技能の見直しと強化) | |
| 20 | 匿名 (大阪府) (主婦) | 1/18 | 学生については、小・中・高等学校・教育委員会に呼びかけて河についての作文を書いてもらったり、農業・漁業・会社員等、職種別に生活する中で河川はどういうつながりがあって、河川がどういう状況だったら困るのか等いうことをアンケートをとる。アンケートのとり方は、主要な駅等で、河川の近くで、というように場所を変えてとったらいいと思う。 宣伝用ポスター等も駅に貼るとか、テレビで流すとかして、もっと多くの人にまず知ってもらうことをしないと全然知らない人の方がまだまだ多いと思います。直接生活に関わってくる大きな問題であるので、もっと意見を聞かないと、困る人が必ず出てくると思う。こういう宣伝には、お金を使っていいのではないかと思う。中途半端にしていることこそお金が無駄だと思う。 | |
| 21 | 匿名 | 1/18 | 流域、河川の現状・問題の認識を広く共有することにまず時間をあてるべきだと思います。とにかく知ることがまず必要だと思います。意見は双方向にやりとりできなければならない。それによって認識が深まり、よりよい提案の作成、合意形成につながるのだと思います。 | |
| 22 | 新保 満子 (大阪府) (社)大阪自然環 境保全協会) | 1/18 | まず、大阪の NGO、NPO の招集をして下さい。私の所属する環境保護団体は25年以上にわたって、大阪の自然を考えてきました。南港野鳥園の建設もしてきました。まず、お電話下さい。たくさんの住民がいっぱい意見を持っています。 | |
| 23 | 匿名 (大阪府) (旭青年経営者協 議会) | 1/18 | 淀川地域に住んでいる方々の地域で小規模的なシンポジウム等を開いて、その 地域の各団体役員等や住民の意見を聞いていただく方がいいと思います。 | |
| 24 | 匿名 | 1/18 | 数多くの場所(出来れば自治会毎)で何回もやる。人が集まるようになれば、 テーマ毎に行う。 | |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内容 |
|----|----------------------|------|--|
| 25 | 匿名 | 1/18 | 京都・大阪・兵庫の住民は淀川水系水道水を利用する比率は高い。 水質がどのように疾患に影響しているかを「水とガンの深い関係」コモンズ社 2002 年 11 月に出版している。 後日、淀川水系流域委員会に送付しておきます。 住民の意識の改革には欠かせない事例と考えます。 提言の中でレンジャーセンターの提言は大変重要な項目の一つです。 河川改修でたびたび見られるのが予算日程に合わせた工事が多く、かるがもの 巣作り中の工事、重要な環境の目安とする植物も取り去られることが多い。 事前に連絡場所があれば、事業の日程変更、作業内容が確認出来る。 |
| 26 | 匿名 (京都府) | 1/18 | 河川整備計画策定後、計画の進捗状況と今後の予定、見通しについて年度毎に 発表してほしい。知りたいのは「現在」のことなので。 |
| 27 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | 今回の後半部のようなQ&A方法(書面に記入する方法)は良いかと思います。 |
| 28 | 匿名 (滋賀県) | 1/18 | 意見募集を賞品つきでやる。 |
| 29 | 北山 泰三 (京都府) | 1/18 | 幅広く市民の意見を取り入れるには、メディア・マスコミを通じてする方法と 役所から自治会を通じて回覧板等で広める方法がある。前者は費用がかかるが、 意見を取り入れるスピード、情報がばく大になりすぎない。後者はあらゆる人、 大人から小人まで情報が行きわたる。費用があまりかからない。個人的には後 者が良いと思う。住民の生の声が聞け、普段メディアに疎通していない人達に 一通り目が行くと思うので。 |
| 30 | 匿名 (京都府) | 1/18 | 1.わかりやすいHP、パンフ等をつくる事。中間報告のパンフはわかりやすかったが、現在のHPはわかりやすいとは言えない。 2.新聞は表現がかたよっているため、HP等により委員会が言いたい事を表現するべき(新聞報道にグチを言っているだけでは伝わらない) |
| 31 | 匿名 (三重県) (会社員) | | 1.河川のあり方について、沿川住民、沿川自治体等、住んでいる人達、その地域の整備に携わっている機関等、沿川の人達を中心に意見聴取を行うとともに、併せて周辺の人達の意見も参考として聴取する。 2.意見の聞き方は、特定の団体に集中しないよう、自治会等を通して説明会等を行う。 |
| 32 | 匿名 (京都府) | 1/18 | この委員会は最後まで頑張って下さい(みんなのため)。ご苦労様です。 |
| 33 | BABYLON (滋賀県) | 1/18 | その地域の回覧板等で河川整備の意見を募集する。 メリット:自分の意見が河川整備に反映されるとなれば、日頃住民が本当に思っている、リアルな意見が集まると思う。 デメリット:忙しい人は、意見を書いてくれない。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|--|------|---|
| 34 | 針原 祥次 (大阪府) (大阪弁護士会) | 1/18 | 1.アンケートの1つの方法 例えば、「環境、治水、利水のどれを重視するか」という問い方ではなく、「1~5と順序・重要性はどう考えますか」という問い方はどうか。答えとして「環境(5点)、治水(3点)、利水(4点)」との回答を集計する等として数量化できるのでは。また、自然保全の価値をいくらと評価するのかという問い方で数量化する方向もある。 2.また、住民投票で、ダムは賛成か反対という結論だけを問い、1ヶ月間の運動期間のあいだは住民同士の自由な論議にゆだねる方法もある。 3.いわゆる反対運動をしている住民の意見も十分に聞く必要がある。賛成・反対の中から、新たな解決の糸口が見つかることを信じることが、民主主義だから。 |
| 35 | 萩本 宏 (京都府) | 1/18 | 町内組織のあるところは、町内会を活用する。特に川の流域となる町内会は河川に対する関心が高い。たとえ中小河川でも「 川を美しくする会」などとして活動しているところがかなりあるように思います。町内会等全世帯からの意見聴取はむりとしても数名ずつ出して貰えばかなりの意見は聴取できると思います。 本日のような大きな集会ではなく、委員が手分けして50名単位くらいの小集会を開くと発言もし易く率直な意見が出ると思います。 |
| 36 | 匿名 (滋賀県) | 1/18 | 琵琶湖西岸近江高島の萩の浜北辺は古来真長浦・紅葉浦と呼ばれて来ました。 この沖合でとれる鮒は紅葉鮒と呼ばれ特にフナずしの原料として珍重されてお ります。以前のようにたくさん獲れるよう周辺の環境づくりを皆で考えたいも のです。 |
| 37 | 福井 隆夫 (奈良県) (奈良情報公開を すすめる会代表) | 1/18 | ・以前にも提言したことですが、淀川水系流域の市町村(府県は除く)の行政に率直な意見を聴取するよう努力願います。 ・住民団体、NPO等の意見も聴取するようお願いします。 ・流域、地域等の自治会の参加を求め意見聴取をされたい。 |
| 38 | 匿名 (大阪府) (会社員) | 1/18 | ・関係機関毎に専用のポストの設置と定期的にその内容の把握。検討、集約。 ・新たな検討機関を設置し、その中で意見の集約等を行い、計画に反映させるなど。 |
| 39 | 匿名 (滋賀県) | 1/18 | ダム等の個別具体的な問題に関しては、できるだけサイトに近い場所で説明会 をひらけば、直接に影響を受ける住民の方の参加もえやすくてよいのではと思 います。立派な会場である必要はなく、学校などを利用すれば十分でしょう。 |
| 40 | 匿名 (京都府) (水フォーラム agency's) | 1/18 | 雨水の貯水蓄量をどのように考えておられるのか。「水は天からのもらい水」 というのは我々日本人の考え方、みかた!この感覚の欠如を何とか直して欲し いのですが、水の再利用を再構築していただけませんか |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|--|------|---|
| 41 | 西山 繁 (京都府) | 1/18 | 委員会が発足後「一般の意見」が求められました。 提言が今回まとまり、河川管理者が実施計画をたてられますが、「一般の意見」が提言に抵触しない範囲で改良実行されることを望みます。 Ex.1)支流河川における合流点の河床の段差は魚類の遡上を阻害します。 ダム以上に問題だと思っています。 Ex.2)日本の電気エネルギーは原子力・火力・水力・太陽光・風力などで発生させている。この中で水力発電は、クリーンエネルギーのひとつであり、実施段階では考慮すべき事と思います。 |
| 42 | 松下 宏幸 (大阪府) (大阪自然環境保 全協会・淀川自然 観察会) | 1/18 | たとえば、NPO、NGOの主催する行事、イベント等に委員の方が参加されることも一つの方法でしょう。FAX、E メール等による意見収集も有効と思われますが、生の声はやはり現場を見ながら聞いていただきたい。 |
| 43 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | 聴取方法は、各地域毎で行う必要がある。 各自治体(市町村)単位、あるいは市町が広い場合はもっとせまい単位で、 ワークショップ的なやり方がよいのかと思う。 まず、信頼関係を築くことが必要ではないか。 意見は、他の水域、他地域の人の意見も参考にすべきファシリテータ(専門家) の方に入ってもらいながら、意見をうまく聞いていくことが大事かと思う。 |
| 44 | 匿名 (京都府) | 1/18 | 次のように意見の掘り起こしが必要。 TV 放映が必要。とにかくテレビに取り上げてもらうこと。 資料を図書にまとめてほしい。 一委員の目からでもここまでの苦労をまとめてもらっても良い。 委員長が長野県知事のようにパフォーマンスをしてはどうか。 とにかく存在を知ってもらうことだと思う。 |
| 45 | 西田 清 (滋賀県) (びわ湖の水と環 境を守る会) | | 河川整備計画策定時において、河川にかかわる住民団体(国土交通省河川局で以前に調査していてデータがある)から意見募集をすること。そして意見発表(全部はムリだが)の機会を持ち、そのさい行政のこれに関する見解を表明することも行うこと。 討論の機会もあってよい(無制限になることは避ける)。 計画策定後も、例えば3~5年に一回程度、推進状況と問題点を住民に公表し、住民の意見を求める機会を持ってはどうか。 |
| 46 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | 委員自身がまず流域全市町村の公民館などに、聴取に行ってみてはいかがでしょうか。まずは現場重視 やってみる、行ってみる そこに答え、もしくはベターな方法があるのではないでしょうか。 委員自らの意識改革を連呼しておられるのだから、時間をかけてやるべきです。 |
| 47 | 匿名 (滋賀県) | 1/18 | 計画策定時 ・行政の意見を良く聞くチャンスをつくる(多く) ・行政は議会の意見を十分反映した意見を提出する ・住民の意見を聞くため字毎に集会をもち、一字につき最低3回の聴取を行う。 ・しかるのち、とりまとめて地区毎に計画を説明する 公報で集会を開くことを徹底させたのち開くこととする。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|---|------|---|
| 48 | 志岐 常正 (京都府) (宇治、防災を考 える市民の会、国 土問題研究会等) 中西 崇雄 | 1/18 | ・市民・住民団体の集会、現地調査などに委員の方々が積極的に参加していただきたいと思います。報告、説明、討論、とくに現地での住民と委員との討論が最も重要、有効であると思います。 ・集会(たとえば説明会)に関する広報、とくにマスコミによる広報が弱いと思います。日時、所、目的、内容等を、新聞に複数回出してくださると幸いです。(実は私自身、今日の集りを昨日夕に知りました。ずい分関心を持っていたつもりなのですが。) |
| 49 | 中四 宗雄 (三重県) (名張と自然・セ ンシン株式会社) | 1/18 | 各地域に根づいた企業や区長会といった小さな組織の協力を得て、アンケート を実施する。 選挙の機会にアンケートなどで啓蒙・意見収集を行う。 |
| 50 | 高田 憲司 (滋賀県) (株)ラーゴ) | 1/18 | 意見の聴取は、役所主体に行うのではなく、業務として、発注、もしくは NPO、NGO 等民間に近い立場の人間が行うべき。 それらの結果に関しては、最終的に各住民へ報告されるべきである。 自分達の意見が、確実に反映されているという実感があれば、自ずと参加する 姿勢が強まると思われる。 |
| 51 | 土井 弘行 (兵庫県) (宝塚市民) | 1/18 | 1.河川管理者側が自ら川に出向き、川を見ながら、利用者の話を聞くことが重要だと考えます。 2.シニア世代の方々(特に女性)から話を聞く。 3.タウンミーティングの開催(テーマを川にしぼる)。 4.小、中、高、大学生をごちゃまぜにした作業型会議の開催。 |
| 52 | 小林 清平 (大阪府) | 1/18 | ・川に対する本来のあり方を正しく教育の場で学ぶ ・現在は人が川に近づかない事を教えているように思う ・河川工事の場所での工法と出来上がり(完成)予想を住民に知らせて、 理解をもとめる |
| 53 | 片岡 靖 (京都府) (日本野鳥の会京 都支部) | 1/18 | ・地元住民に対し、自然観察会等を行い、その場でアピール ・町内会の掲示板に案内 ・地元 TV、ラジオ局にアピールする |
| 54 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | ・水の需要について大阪府営水道はまちがった目標で今も多くの税金をムダづかいしている。そして、現在工事中として多目的ダム《安威川ダム》を建設している。これは、おおかた 1000 億円もの税金をムダにしています。この提言については淀川水系であるが、大阪府についても委員の皆様からもご指導をお願いしたいものです。 断ダム = ムダの公共事業の削減である 役所の河川担当の管理職は全くカンゲイしていません。これは事実です。 |
| 55 | 匿名 (兵庫県) | 1/18 | アンケートの返事のない人は訪ねて話し、その意向をつかむ。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|---|------|---|
| 56 | 谷口 暁 (奈良県) (NPO 法人奈良ネ イチャーネット) | 1/18 | 昨年、ニュージーランドへ環境ボランティア研修へ行った際自然保護者(Department of Conservation)の地域管理者と意見交換した際に伺った話ですが、地域の自然環境管理計画(1 年 短、3 年 中、10 年 長がある)作成については必ず複数の地域住民代表の同意が必要であり、住民代表を含めた委員会が日常的に行われている。住民代表の同意が得られなければその計画は絶対に認められないし、そうなった場合、地域管理者の責任が問われるとのことである。そのために日常から住民との話し合いをどうして行くかが最大の課題になっている。・また計画は徹底的に公開されており、計画書の全文は誰でも請求すれば簡単に手に入る。話し合いと公開性。それには手間がかかるがやらなければならない。 |
| 57 | 丸一 舒生 (大阪府) (NPO シニア自然 大学) | 1/18 | 1)地方自治体毎に、流域の上、中、下流×右岸(左岸)などに区分して住民の意見を聴取する。 自主的に集めた意見では、地区によって変化が大きく正しい意見にはならない。 2)多自然型工法が本日の会合では否定されたが、この発言は、まだ世間に浸透していない。従って、過去の河川や湖沼の改善に対して、誤った言葉で住民を導いてきた建設省の罪は大きいと思う。早急にこれら誤った思考の訂正を早急に世間や学会、マスコミに流して頂きたい。 |
| 58 | 仲津 英治 (滋賀県) | 1/18 | 1. やはり政治、議会の場で今日の意見を説明する 2. 意見公募、意見対立者の討論を 3. マスコミの活用 4. インターネットの本格的活用 5. 町内会等への説明 |
| 59 | 池貝 浩 (大阪府) (枚方市役所) | 1/18 | ・提供してほしい情報として ・整備計画の実現に要する経費、例えば高水敷のグランド等を堤内地に移すた めの経費等を含め明らかにしていただきたい。 ・それがないと計画の評価ができないため。 ・自然環境を保全再成するためには予算が必要だが、淀川のためだけに限られ た予算を使うわけにはいかない。 |
| 60 | 鈴木 浩之 (京都府) | 1/18 | 短期間で意見聴取するのではなく、四季おりおりのタイミングにワークショップ等現地にて生の声を聞く。5~10年意見を聞き続けてもよいのではないか。河川整備計画は20~30年後の目標というが、計画によって河川整備をしばるものであってはいけない。計画を策定しても、時代の変化に対応できるよう(案)のままで、5年程度で住民意見も聞き、現状分析し、見直しや、方向を大転換してもよいのではないか。河川のマクロ的な整備方針は河川管理者が策定してもよいが、ミクロ的な整備内容は近隣住民とひざをつき合わせて考えればよいと思う。京都では自分の家の前(まちかど)は自分ではくという習慣があるが、地域の文化、風習があるので、毎日河川とふれ合っている人の意見を重視する方法が良いと思う。河川に来た人に現場でアンケート調査する。河川に行かない人と結果を比べる。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|--------------------------|------|--|
| 61 | 匿名 | 1/18 | 反対意見者からの説明会(何故反対しているのか)を実施すべき それに対する河川管理者の対応を説明すべき ある種のディベートを実施したらどうか |
| 62 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | 河川も土地私有制の問題につきあたると思われる。河川の中も広く考え都市部 での巾を広げ、木と森もある公園と住居と河川 |
| 63 | 匿名 (NPO テトラスク ロール) | 1/18 | 住民意見の聴取の意義、位置付けがはっきりしないので委員会でも議論が進展しないのではないか。少なくとも専門家フォーラムでの議論では位置付けを明確にした上ででないと実りのある内容とはならないのではないか。上にも a 委員会が聴取すべき点、b 河川管理者が策定時に行う c 河管が策定後に行うものと分けているが、まず、これらは政策策定段階のものだけであるが政策実施中及び、政策実施後の評価といった段階での住民の評価を如何に行うのかという点を政策決定時にあらかじめ決めておくことは大変重要である。次に、住民間の意見交換の必要性があり、流域委員会といった専門家フォーラムの他に住民フォーラムといった場があれば望ましく、住民意見の聴取を住民フォーラムの定立に結びつけるベクトルを意識する必要がある。幸せな事に、現在では、河川をめぐる死活的な住民間の対立という図式は従来に比するとほとんど解消された。住民意見の聴取は単なる聴取ではなく、十分な意見の交換が必要と考える。余白が少なくなったが、決定に当たっては環境の様な不明確な部分が残る事象に対しては、特に、行政府、議会といった自治体の意見、判断が格段に重要なのは論を待たない。 |
| 64 | 平山 紘一郎 (大阪府) (NPO) | 1/18 | 難しい問題であり、完全なものはないと思う。 インターネットで告知し、それに意見をそえて返事をする。都度アンケートを とる。その内容を即座に返していく等。首相官邸のホームページで行っている 方法がベターだと思う。努力のつみかさねで、作り上げるしかないと思います。 |
| 65 | 匿名 (京都府) | 1/18 | 川は市民のなかを流れている。暮らしのなかを流れているという立場からすれば、とりあえずは、それぞれの自治体のあり方を十分活用すべきと考える。しかし、現状は、既存の自治会等に頼らざるを得ず、実際には、関与できない多くの市民が存在してしまっている。ここをどう克服するかが課題と考えています。より良い方策をつくりあげて下さい。 |
| 66 | 増田 (大阪府) | 1/18 | 各家庭にアンケート用紙を配布し、家族で議論した結果を提出してもらう。 アンケート内容、集計方法、クラスター分析方法などを検討する必要あり。 河川学習の中に盛り込む 企業毎で河川、水などを討議する。 合意形成のことばの意味を明確にすべき。 50%賛成 80%賛成 |
| 67 | 匿名 (大阪府) | 1/18 | ・各自治体の広報紙等への意見募集を行う ・質問に対する項目をすべて公開する |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|---------------------------------------|------|---|
| 68 | 高橋 悌史 (京都府) (日本野鳥の会 & 流域の住民) | 1/18 | ・河川流域に意見箱を何ヶ所か設置する(目安箱) ・インターネットで収集 若者向き ・河川にかん板を立てて、はがきや FAX で意見を収集する ・野鳥の会のホームページで宣伝する ・新聞広告 ・地域住民にアンケートはがきを配布する ボランティアで配達する |
| 69 | 畑中 尚 (三重県) (自営業) | 1/19 | 淀川水系流域委員会の委員のみなさまには、心から御苦労さまとお礼申し上げます。ここまで提言をまとめていただき感謝しています。意見として会場でもありましたが、今後の委員会がこの提言の精神を貫いて国交省の河川政策に反映させて下さい。これを見とどけていってほしいと切に願っています。 国交省、地方整備局も尊重すると言明されていますが、この点をどうぞよろしくお願い致します。 私たち住民も微力ですが、流域委員会の委員のみなさまと心を一つにしてなによりも自然環境をこれ以上悪化させないため、努力していきたいと考えています。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|--|------|---|
| 70 | 可長林長畑長片計((会)) 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一 | 1/20 | ●今回の提案募集は「住民意見の聴取・反映方法にかんする提案」ですが、この場を借りて、私達「京都市伏見区淀生津町自治会の要望・意見」を淀川水系流域委員会殿に提出させて頂きます。 ●この度(1/18)淀川水系流域委員会に出席させて頂き、1960年頃の自然に戻す、整備計画を拝聴させて頂きました。 ●木津川流域に隣接する伏見区淀生津町自治会としては、・1988年宇治川・桂川・木津川の3河川合流点から木津川上流、3.8kmの久御山町河川敷運動公園が京都国体開催に合わせて設置されました。此処は川幅が410mと広い所です。 ・その為にそれ以降、川の流れが大きく変化して、600~700m下流の川幅348mの生津町近接堤防の浸蝕が激しくなりました。 (何故 下流の川幅が狭いのでしょうか?洪水時決壊の要因となりませんか。)・以前設置された防護用のテトラポットも下部の地盤が浸蝕され、川の中に埋没する等の現象も発生し、非常に危険な状況となりました。 ・現在、国土交通省で堤防補強の矢板打ち、低水護岸工事対策などの努力をして頂いています。 ・しかし、矢板打ちも近接農地の地下水が一時出ない問題も発生し、現在民家の横の堤防約80mの間が打ててなく、洪水時は非常に危険です。 ・また、2001年~2002年には矢板の内側、堤防の根敷きで陥没が4~5ヶ所発生しています。 ・今後も、国土交通省で堤防補強対策は継続して頂けるとは思いますが増水・大水時には久御山町河川敷運動公園の出っ張りが有る限りその効果は疑問であり、蛇行流による生津町近接堤防の決壊も不思議ではなく、もし決壊したら人災による決壊と考えられます。 ●従って、生津町自治会の要望としては、1960年代の木津川に戻すことから久御山町河川敷運動公園と対岸の八幡市河川敷運動公園の撤廃を行い自然の河川に戻して頂くことを、せつにお願いいたします。以上、よろしくお願い申し上げます。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|-------------------|------|--|
| 71 | 永末 博幸 (滋賀県) | 1/20 | 住民の"真の"意見をどのように聴取するかはまことに難問で、会場では書けなかったので持ち帰りました。しかしながら、私の経験も含めていろいろと考えましたが、結局次のとおり結論しました。 住民の意見は・・・住民の定義が必要ですが・・・・悉皆調査をすれば必ず判るはずです。"真の"住民の意見を求める意味合いが何なのかということです。個人的利害を含めた真の住民の意見であれば悉皆調査でよいと思います。しかし個人的な利害や面子など主観的偏りを排除した公平性とか、公共性とかに立った意見を"真の"住民の意見とするならば、関係住民からではなく、むしろ全く無関係の住民による判断の方がよいのではないかと思います。今回の委員会もその一つでしょう。ただ注意すべきは、各委員が"真の"自分の意見を言うことでしょう。結論として、住民の意見は意見として聞き、"真の"住民の意見には拘らず"真の"意見は別の方法で求める。その一つとして、多分野の人で構成された常設の委員会を設け、その委員会に賛成派、反対派のそれぞれが十分に説明し、各委員はその説明と住民の意見を参考に賛否を判断する。3分の2以上の委員の判断を以って委員会の結論とする。この場合、最終委員会は非公開とし、どの委員がどのように発言したかも含めて公表しない。行政はこの意見を"真の"住民の意見と受け止め、行政の責任において最終判断をすることはどうでしょか。 |
| 72 | 前川 謙二 (大阪府) | 1/20 | 1、行政の民主化と合わせて、関係公務労組も住民との共同の運動を展開しており、行政研究や地方自治研究などの意見や提案を反映することも、新しい河川に欠かせないものです。 2、上流域の開発は、治水対策の到達レベルを超えて行われ続けているようです。その土地利用は「新たな河川整備をめざして」の全てにかかわり、川の狭いところが改修されるまでその開発を中止し水害の拡大を未然に防止するとか、開発によるその部分などの整備費の負担とか、山林・田畑の所有者への遊水機能や保水機能など社会サービスに対する援助などとか、市や町の「広報紙」でも特集して、住民の意見を聞いて、場合によって公聴会を開いていただき市・町や府県の協力も得て、進めていただきたいとおもいます。 3、また、今までの水害や災害とその原因、その後の対策について、現在の水害危険の状態(狭いところでの流下洪水量と整備目標、)、整備後の豪雨による最高水位なども、解かりやすく公開して、住民が河川について理解しやすいようにしてほしい。市町村と共同で関係河川の新しいパンフを住民や関係団体とともに出版するなども・・・。 4、伏せ越し工作物と、地下鉄などでは、川底を横断するその深さが異なり、地下鉄は特にですが、なぜ深いのか・・等、についても、意見反映ができるように検討いただきたいとおもいます。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|--------------------------------------|------|--|
| 73 | 岡本 博志 (大阪府) (経営評論家) | 1/21 | 当該住民に抱える問題の具体的な提案を示すことによって関心を呼ぶことが現実的と思います。 一つの例。奈良県民は近畿で唯一長期にわたって雨水制限の対象にされています。このままでは住民は奈良県だけにはダムが要るという意見が大勢になるものと思います。 そこで、水余りの大阪府と大阪市から奈良県に上水を供給すればダムは要りません。具体的には、大阪府に近い県域一帯には大阪府から上水を供給し、大阪市と隣接する市町村には大阪市から供給します。 住民の節水意識が高まれば、大阪府・大阪市の水道事業は売上げ減となり、赤字を増大させることになります。 従って、ポンプ施設と配管工事だけで奈良県にダムは要らなくなる。そして大阪府・大阪市の水道事業体は経営改善できるという一石二鳥の効果があります。どうかご検討いただきますようお願いします。 |
| 74 | (自称)淀川水系 を考える会 (滋賀県) (兼業農家) | 1/22 | 住民意見の聴取に当っては、各河川(支川)により洪水に対する河川環境の状況が相違しております。最近では滋賀県内では特に大きな水害は御在居ませんが、近年にありました愛知県(名古屋市近郊)での水害等を考えれば、人命にかかわる問題でもあり、各河川において水害が想定される地域住民の意見を充分聴取し、水害対策・利水対策・維持容量対策に昔の河川環境をとり戻す対策を行う事が必要と考えます。河川改修を進めると共に、河川改修で洪水対策が出来ない河川にあっては、ダムでの洪水調整が必要と考えます。ダムにあっても、堰堤の様に通常は、河川の流れで流し、洪水時には洪水対応出来るものであれば、ダムとしての大きな役目をもつ事になります。なお大きなダム(湖が出来るダム)にあっては、ダム湖内の水の対流を行わせて水質管理を行わせれば、最近の異常渇水に役立つものとなると思います。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|---|------|--|
| 75 | 薗田 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 1/23 | 住民参加の効果を高めるには、身近なものとして感じる(1)材料を準備し、それを知らせる(2)広報活動を誰が行うか、これらの(3)組織態勢の3つからの提案をします。 (1)準備する材料について 私の注目点を提言説明会で頂いた資料から拾ってみると、環境4、水質の悪化、生物の生育・生息環境の劣化7「自然は自然にしか創れない」「川が川を創る」8、河川環境は劣化14これらについて「どのような実態になっており、それが人間の身にどのように影響を及ぼしているのか、今後どうなのか」を具体的に知らせる必要があります。特に地元は、身近に日常接しているが故に関心・気づきのない者が多い実情です。 (2)広報については、一般大衆の方を揺り動かすことが肝心です。それには、上から(国、府、町)と下から(NPO、森林ボランティア・河川美化等の任意団体)と、横から(学者、マスコミなど)を使うこと。市町村での説明会の開催、活動援助。 (3)組織態勢は、広報活動を行うには、組織態勢がしっかりしていないことにはいけないので、上記の広報を行うには、組織態勢がしっかりしていないことにはいけないので、上記の広報を行う団体を束ねた連携体制、システム化を作る必要があるものと思う。 (4)委員会の今後について 淀川水系流域委員会は、これらの担い手として今後とも規模の縮小は有っても、継続していただきたい。最近あまりにも多くの任意団体ができました。できることは望ましいことですが、大きな力としての動きにならない懸念があります。また、委員会にお願いしたいことは、提言内容をイラスト風にでもした分かりやすいパンフレットをつくり啓発活動に利用していただくことも検討ください。この2点は、提言を提出された今後の動向をにらみ、国土交通省との連携のもとで。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|--|------|---|
| 76 | 所属等 重年 重県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 1/23 | いつもお世話になります。今回、意見聴取の方法について意見を募集されるということで、私なりの考えを申し上げます。 最近、淀川水系流域委員会でも Silentmajority ということが話題になることがあります。これは、「物言わぬ多数の人々の意見も尊重しなければならない」という考えに基づくものだと理解していますが、本当にこのようなものが存在するのでしょうか。この考え方自体は立派な考えだと思いますが、まずある事柄についてSilentmajorityがあるのかないのか、あるとしてそれはどういうものなのか(ひとつの総体として存在するのか、そうではないのか)など、いずれにしても受けて側(意見を募集する側)の想像にすぎません。 私自身前述のように述べましたが、Silentmajorityは確かに存在すると思っています。しかしながら、これは意見と呼べるものではないとも思っています。Silentmajorityという考え方は「結果の平等」「結果の民主主義を考えるあまり出てきたものだと思います。これは悪平等につながるものであり、意見を述べる機会が広く平等にあれば、単に機会を放棄しているということだけになると思います。そこで、上記の考え方に基づき、広く意見聴取を行っていることを周知すること。(可能な限りあらゆる媒体を使う。 意見を受け付ける窓口を常設すること。(可能な限りあらゆる媒体を使う。 意見を受け付ける窓口を常設すること。(可能な限りあらゆる媒体を使う。 意見を受け付ける窓口を常設すること。(可能な限りあらめる媒体を使う。 意見を受け付ける窓口を常設すること。(可能な限りあらは、顔見を受けがしてと、(いつでも意見を述べたい時にそれが可能であること。) 意見表明の方法に制限を設けないこと。(文書、口頭等。) 表明された意見に対しては、必ず回答すること。(出来るだけ一般公開する。)以上の5点プラス障害者等通常の意見表明方法が取れない人たちへの配慮を行えば、機会の平等が担保されることになり、多種多様な本当の住民意見の聴取が可能になると考えます。 |

| | 氏 名 住 所 所属等 | 受取日 | 内 容 |
|----|----------------------------------|------|---|
| 77 | 後藤 英夫 (NGO環境しがの 風) | 1/23 | 住民意見の聴取は重要です。その聴取反映方法について、私の提案は次のとおりです。 1.淀川水系流域委員会が今後試行していくべきこと等にそれぞれの地域住民に幅広く意見聴取を求める反映方法にはその地域にある場所として、公民館、自治会集会所、学校、県、市施設のホール等を利用する。 2.参加呼びかけの方法として、住民意見の聴取、反映方法に関する提案書に記載し、該当の集会場所に持参させる。その上で当事者が提案を発表する。 3.提案書用紙の配布先については、以下のとおりとする。 A.県・市区町村役場。 B.公民館、自治会連合会。 C.学校、PTA D.図書館、博物館。 E.NPO/NGO市民団体事務局。 F.意見委員、傍聴者が知人・その他地域の人々に配布し協力を求める。 G.その他新聞掲載または折込広告とする。 |
| 78 | 畑中 昭子 (三重県) (水と緑を考え る会) | 1/27 | 川上ダム建設について 計画中のダムについて内容を見直す・・・とのことですが、この3月末で工事 を一旦中止し、住民・行政・河川管理者との話し合いを行うよう要望致します。 私達の町の人々からもダム本体工事そのものと、周辺整備事業について問い合 わせがあります。混乱を招かない為にも早急に説明・話し合いの場が必要だと 思います。 淀川工事事務所管理区間では説明会の日程が計画されていますが、木津川工事 事務所管理区間での日程がありません。もう計画されているようでしたらお知 らせください。 |

参 考 第 20 回琵琶湖部会 (2002/12/14) 資料 3

部会におけるこれまでの意見聴取・反映に関する取り組みについて

1 委員会、部会におけるこれまでの取り組み

委員会および部会では、これまでに「より良い内容の提言を行う」「一般意見聴取・反映に関する検討のケーススタディ」の2つを大目的として、これまでに下記の一般意見聴取を試行してきた。詳細は、資料3補足を参照。

2 琵琶湖部会におけるこれまでのとりくみの詳細

第2,3回琵琶湖部会(現地視察)

開催日: 平成 13 年 6 月 8 日(火)、 6 月 25 日(月)

場所:琵琶湖東部直轄管理区間を中心に等

概 要:現地視察にあたって、いくつかの視察地点で地元の方からお話を聞きした。

第7回琵琶湖部会(現地視察)

開催日:平成13年11月20日(火)

場 所:安曇川(河口~上流)、朽木、堅田内湖等

概 要:現地視察にあたって、いくつかの視察地点で地元の方からお話を聞き、環境や

漁業における現状と課題、生活と水の関わりについて理解を深める。

参加数:委員9名、一般(お話を伺った方)6名

「意見聴取のための試行の会」の実施

開催日:平成13年12月21日(金)第8回部会後に実施

場 所:大津

目 的:今後の委員の議論の参考とするために一般の方々が感じていること、思っていることを発言してもらう。これまでのような、当初から傍聴している少数の人・ 組織だけでなく、できるだけ広い範囲のより多くの一般の方からの意見をもら い、委員の議論に反映させるための場を設ける。

意見をお伺いする方の選出: 当日希望された方全てに発言頂いた。

意見発表者数:17 名

プログラム:参加された方の中から、希望された17 名全ての方に発言いただき、前半9名、後半8名に分け、1人3分で受付順に発言いただいた後、前半・後半でそれぞれで委員から質問を行った。最後に参加者全員より意見を募り、さらに2名の方より発言があった。

参加数:委員7名、一般115名

第10回琵琶湖部会「意見聴取・反映に関する試行の会」

開催日:平成14年2月19日(火)

場 所:大津

目 的:平成 13 年末に流域委員会で実施した意見募集を機に、部会として聞いておく べきと思われる意見をより詳しくお聞きするため。

意見をお伺いする方の選出:応募意見のなかから意見発表者を選出

意見発表者数:6名

プログラム:意見発表者6名を、前半3名、後半3名に分け1人5分で発言頂いた。 前半・後半の後、委員から発表者への質疑応答を行い、最後に一般傍聴者も含めて全員で議論を行った。

参加数:委員10名、一般77名

第14回琵琶湖部会(現地視察等)

開催日:平成14年6月4日(火)

場 所:余呉町、丹生ダム建設予定地等

目 的:現地視察にあたって、いくつかの視察地点で地元の方からお話を聞き、ダム建

設の現状と課題等について理解を深める。

参加数:委員14名、一般6名

琵琶湖部会による現地調査

開催日:平成14年9月22日(日)

場 所:丹生ダム建設予定地付近

目 的: 丹生ダム建設予定地付近にて、地域に詳しい方、お伺いしたい話についての専門の方などに事前にお願いしていくつかのポイントで現状等について説明頂いた。 視察後は、丹生ダム計画や今回の視察についての感想や意見の交換が行われた。

参加数:部会委員8 名河川管理者13 名ダムWG委員4 名、一般同行者4 名

琵琶湖部会一般意見聴取、反映に関する検討班による一般意見聴取試行の会

開催日: 平成 14 年 11 月 4 日 (月)、9 日 (土)

目 的:流域委員会の設置目的の1つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのがよいのか、結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

意見をお伺いする方の選出:公募で意見発表希望者を募集

テーマ設定:あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて

意見発表者数:11/4 5 名、11/9 3 名

プログラム:公募によって選出された意見発表者に各 20 分ご意見をうかがい、その後

各 10 分程度委員との質疑応答が行われた。その後、三田村リーダーの提案により、全員参加による意見交換が行われた。また、11/9 の会では三田村リーダーの提案により、当日会場に傍聴に来られていた一般の方から飛び入りでの意見発表を募った結果、3 名の方より希望があり、各 10 分ずつ意見発表がなされた。

参加数:11/4 委員8 名、一般74 名 11/9 委員12 名、一般84 名

3 これまでのとりくみに対する評価

評価の視点の例

これまでの一般意見聴取・反映の試行に関する評価については、下記の観点で検討が必要である。委員会全体での総括は資料3補足を参照。

目的の設定

- ・ 目的が明確であったか
- ・ 意見発表者、参加者が理解できていたか

意見聴取対象者

- ・ 選定方法は適切だったか(公平性、プロセス、透明性)
- ・ 目的に見合った意見聴取者が選定できたか
- ・ バランスのとれた選定、適切な人選だったか
- ・ 訴求の範囲は適当であったか
- ・ 意見を出しやすい媒体(ホームページ、ニュースレター、新聞告知、チラシ等)であったか
- ・ 応募者のバランスは(年齢に偏りはなかったか、意見を聞きたい層の反応はあったか) プログラム
- ・ 意見発表時間は適切だったか(短かったか等)
- 発表がしやすい雰囲気だったか
- 委員との意見交換は適切だったか(時間、タイミング、盛り上がり等)

内容

- · お伺いしたいことが聞けたかどうか
- ・ 意見交換が目的にあっていたか
- とりまとめや議論の参考となったか。

意見の反映

- ・ どのような形で部会の議論、とりまとめに反映させたか。プロセスは(会議資料として 提出/会議の場で時間をとって議論/各委員が熟読し検討材料に/最終提言に付記)。
- どのような形で意見を寄せた人、発表者にフィードバックできるか、やり取りの概要の 公開は(主な意見ごとに委員会・部会として対応を提示/寄せられて意見を冊子として 集約等)

琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(11/4、9)に関する委員からのご意見

一般意見聴取試行の会の意見聴取方法について

<良かった点>

11/4:地域(特定)の事情や希望を集約した形の意見を出されていたこと。(倉田委員)

11/9:ヨシを生業としている人の意見が聴けてよかった。(川端委員)

< 今後改善すべき点 >

11/4:行政関係者(市会議員2名)の発言は意味があるが、住民意見としての直接的発言が欠けていたこと。(倉田委員)

11/9:子供・青少年の意見を聴けるような会にする。(川端委員) 議論を深める時間があるともっと良い。(川端委員)

< その他 >

11/4:(気づいた点)委員会としての模索している方向(考え方)をもう少し事前にハッキリさせるべきでなかったか、の反省。(倉田委員)

これまで琵琶湖部会で実施した試行の会についての総括、およびより良い意見聴取のあり方について

- 全く異なったかたちの試行をすべきであると考える。
 - ・どこかの「むら」へ入って行って、予期していなかった人々に意見を聞く。
 - ・「お酒」を持っていって「むら」で車座になって論議する。「個人」ででもやる のはどうか。(川那部部会長)
- ・ 立派な会場で、裁判所での参考人陳述のような雰囲気の聴取会があった。問題点を 十分深く理解できるように、普段着で雑談的意見交換をし、その中からリーダーが 意見をまとめる方式は可能でしょうか。(川端委員)
- ・ 今後 30 年程の水系の問題点を…という呼び掛けであったためか「子や孫、はては 21 世紀を通じてどうあるべきか、20 世紀の変貌の原因を考えて、見直し・改善・ 復元などを考える」という視点に程遠く、現在の利害にこだわった意見(私達は困るのは…だ)が多くを占めていたのには唖然とした。そうした感想を持った点からみて、「水系について 20 世紀の変化の困る点を考えて意見を述べよ」という基本を明確にした上で、各地域や産業の実情と改善策を提言して頂くように案内をすることに力を尽くすべきだったと思う。つまり呼び掛け方に工夫が不足したのではないか。それと、河川・湖に関係のある人々に限らず、第三者的な人達の年代(年齢層)別の方達の意見を集約できる人物を探して意見陳述を求める工夫があってもよかったのではないか。(倉田委員)

4 今後考えられる取り組み

(1)意見聴取方法の検討にあたっての視点

意見聴取方法を検討するにあたっては、下記の視点を考慮する必要がある。

意見聴取を行う目的はよる視点

・ 真実(現状やニーズ)をきちんと知りたい/アイディアを得たい/何かの事項について 判断する材料としたい/啓発やPRを行いたい

今、部会における議論はどのような段階か

・ 現状把握段階(今起こっている事象、問題点等)/課題、方向性検討段階(治水に関するスタンスの選択等)/具体的な計画、事業等について検討段階(個別メニュー(ダム等)の検討等)

どのような対象を考えるか(だれに聞くべきか)

- ・ 流域住民川に近接 / 氾濫域に居住 / 高台に居住、上流 / 下流、子ども / 若者 / 主婦 / 中 高年 / 高齢者
- ・ 河川の利用形態による違い飲料水として利用 / レジャーに利用 / 仕事で利用)
- ・ 河川に関係する組織、団体水防団/レジャー/自然保護
- ・ 利害関係者、水域利用者 水上バイク利用者 / 地域住民 / 漁業者 / 環境団体等

<いくつかの取組の例>

- ・ いくつかの重要な事業等を判断する上で、流域住民の声を聞くアンケートを実施する
- ・ 整備計画のメニューを検討する際の参考として、専門家の意見を聴取する
- ・ 整備計画原案に対する流域委員会の意見(意見書)を広く流域住民にアピールをして、 意見を聞く

図これまでの取り組みの整理

